

平成 2 8 年 第 3 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成28年第3回京丹波町議会臨時会

平成28年11月7日(月)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修  
工事請負契約について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(16人)

1番 坂本 美智代 君

2番 東 まさ子 君

3番 森田 幸子 君

4番 篠塚 信太郎 君

5番 山田 均 君

6番 山内 武夫 君

7番 山下 靖夫 君

8番 原田 寿賀美 君

9番 山崎 裕二 君

10番 村山 良夫 君

11番 岩田 恵一 君

12番 北尾 潤 君

13番 梅原 好範 君

14番 鈴木 利明 君

15番 松村 篤郎 君

16番 野口 久之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（6名）

町	長	寺	尾	豊	爾	君				
副	町	長	畠	中	源	一	君			
参	事	伴	田	邦	雄	君				
参	事	山	田	洋	之	君				
総	務	課	長	中	尾	達	也	君		
土	木	建	築	課	長	山	内	和	浩	君

6 欠席執行部（1名）

監	理	課	長	木	南	哲	也	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

7 出席事務局職員（2人）

議	会	事	務	局	長	堂	本	光	浩
書	記	山	口	知	哉				

開議 午前9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成28年第3回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、13番議員・梅原好範君、14番議員・鈴木利明君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第66号の1件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

木南監理課長から、欠席の届出があり、受理したので報告します。

11月1日に議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事

業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約についてを議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第3回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約につきましては、株式会社野口建設と8,411万3,640円をもって契約を締結することについてであります。和知地区、升谷地内の一級河川由良川に架かる橋梁において、京丹波町橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を行い、施設の長寿命化を図るものであります。

なお、工期は、平成29年3月31日までといたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 補足説明を担当課長から求めます。

山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） おはようございます。

ただ今上程となりました議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約について、補足説明をさせていただきます。

施工場所につきましては、議案第66号議案書を1枚めくっていただきまして、資料1枚目、位置図を添付しておりますので、横長の向きでご覧ください。

国道27号が図面中央下、京都方面から左上綾部方面に向って走っております。その途中の市場交差点から主要地方道綾部宮島線を南丹市美山方面に向かい、約300m行きますと右側に升谷区内へ入る町道升谷中央線がございます。その道をまっすぐ進みますと図面右上から中央下へ、そして左上へ流れております一級河川由良川がございます。その由良川を横断する赤色の丸で囲っております場所に本日お願いしております上升谷橋が位置しております。本橋梁は、位置図でもわかりますように、升谷区内の兩岸を連絡する橋梁であり、区内の重要な橋梁となっております。

橋梁の概要につきましては、昭和42年に架設されたものであり、上路式パイプアーチ橋橋梁。橋長132.58m。幅員4m。地覆幅を含む全幅員は4.6mで、耐荷重14トンの通行制限ありの橋梁となっております。

本工事につきましては、平成23年度に策定した京丹波町橋梁長寿命化修繕計画に沿って進めるものであり、町が管理します橋梁346橋のうち約20%を占める橋が建設後50年を経過した高齢化橋梁であり、年々老朽化する橋梁が増加していくこととなるため、従来の事後保全型から予防型へと維持管理の手法を転換し、橋を良好な状態に保ち、耐用年数の延長を図るものであり、本橋で5橋目となります。

工事の内容につきましては、1枚めくっていただき、資料2に全体の工事概要。その後ろに図面といたしまして、資料3の補修一般図。資料4、高欄取替工。資料5に参考図として付けております足場設置計画図のとおりであります。

本工事は、通行者の安全な利用のため、経年による腐食が進行し、また基準高さが確保されていない高欄を、現行基準により改修してまいります。

また、改修後の橋梁の長寿命化のため、橋面防水、伸縮装置の補修や、構成部材の塗装、塗替工を行うこととしております。

資料6として、工事発注時点の工程表を添付しております。今後請負業者からの施工計画や仮設計画による仮設構造物の河川占用協議を行った後、工事を進める計画としております。

本日配布しました追加資料につきましては、追加資料①といたしまして、予定価格の根拠となりました各工種別の事業費と諸経費等の内訳を示しております。

追加資料②につきましては、前に発注し、入札不調となりました工事と本日上程しました工事の積算等比較表となっております。

予定価格におきまして、税込み価格で1,090万8,000円増額となっております。理由といたしましては、工事予定価格の根拠となる積算については、国土交通省土木工事標準積算基準書を基本とし、京都府積算システム及び京都府単価を基に積算しております。歩掛及び単価等の適用日につきましては、京都府の適用日と同日としており、本案件の歩掛経費の適用日は、8月20日となっております。前回不調になりました工事につきましては、平成27年度歩掛及び経費を採用しており、今回の起工日は、8月20日以降となりますので、平成28年度の歩掛及び経費を採用しております。その結果、平成28年度から共通仮設費及び現場管理費の諸経费率及び工種区分等が改定され、諸経费率が上がったことが大きな要因となっております。

具体的には、橋梁補修に関する工事につきましては、改定前は、道路維持工事また公共仮

設工事、河川道路構造物工事のいずれかの工種の区分に分類されて発注されていましたが、老朽化した補修が必要な橋が主な工種で増えてきたため、今までの工種区分から分離し、橋梁保全工事が新設されたことにより、諸経費が上がり、結果的に予定価格が増額となりました。本日配布いたしました追加資料の3枚目は、入札結果表となっておりますのでご確認ください。

なお、本工事の契約につきましては、議案第66号のとおり、契約金額8,411万3,640円。契約の相手方、京都府船井郡京丹波町豊田新田101番地、株式会社野口建設代表取締役 野口芳彦。契約期間は、平成29年3月31日までとしてお願いするものです。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第66号の補足説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

山崎君。

○9番（山崎裕二君） 工程表にあります。まずこれからどんどん時節がら寒くなっていくんですが、今日議案を可決したとして工事期間としている来年の3月31日までに工程表どおりに全工程が終了する。どれだけの余裕を持ったスケジュールになっているのか。そういったところと前の丸山橋のようなことがあった場合、追加工事の可能性もあると今回も考えられるわけですけど、それも含めてどれだけの余裕を持ったスケジュール、来年3月31日までに終了するというものになっているのか、その辺の答弁を求めます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 前回の開札から既に一ヶ月以上経過しており、工期的にも厳しい状況だと思っております。今後工事業者の施工計画に基づき詳細な工法、工程が決まり、それに基づき地元や関係機関とも協議をしていくこととなりますので、その過程においては工期的な変更も必要になることもあるかと考えていますが、現段階では3月末の工期完了を目指して努力してまいりたいと考えております。

変更につきましては、今後足場を組んで、また点検等をしていく中で変更等もある可能性もありますが、その際には適正に議会へ変更なり工期の変更を提案させていただきたいと考えております。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） 今、説明いただきました。初歩的な質問で申し訳ありませんが、歩掛適用日、それから諸経費適用日が変わったということではありますが、どういうふうに変ったのか。

また、橋梁保全工事の部分が新設されたということではありますが、これは具体的にはどういう、説明いただいたかも分かりませんが、どういうふうに区分されたのかお聞きしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 本日、配布させていただいた資料の簡単な説明をさせていただきます。

まずはじめに、追加資料の①ですが、予定価格算出のための工事の積算の内訳ですが、事前に配布させていただいた資料2の工事概要でお示しをいたしましたとおり、数量別の直接工事費、つまり経費を含まない実際に掛かる費用を①から⑪ということで記載しております。その合計ということで⑫に直接工事費の合計額を記載しております。それ以下が経費として必要な共通仮設費、現場管理費、一般管理費をそれぞれ計算式に基づいて算出いたしまして、直接工事費⑫に⑬、⑭、⑮をそれぞれ経費を足したものが⑯の工事費となって、入札の際の予定価格の基礎となっております。

経費率は、⑳に書いてありますが、1.84ということで税抜きの予定価格を直接工事費計の⑫で割ったものが1.84ということで、直接工事費に対しての諸経費の部分が0.84あるということで、結果的に消費税を除く諸経費として約4,032万円予定価格の中に含まれているということとなっております。

続きまして、資料②ですが、これは前回入札が不調に終わりました工事との積算比較表となっております。上から予定価格の税抜き、税込み、最低制限価格の税抜き、税込み、契約金額の税抜き、税込みを記載しておりますが、前回工事は、最低制限価格を全社が下回り、不調となったため、契約はしておりません。

起工日からにつきましては、単価、歩掛、諸経費、工種区分、単価資料の適用日等を記載しております。補足説明でも申しましたが、予定価格で税込みで1,090万8,000円の増額となった理由といたしましては、歩掛諸経費の改定が8月20日ということで行われましたので、大幅な増額となっております。積算におきましては、起工日を基準として積算を行っておりますので、その起工日に合わせ、最新の歩掛経費単価を採用しておりますので、結果的に改定時期と重なり、金額に差が出ることとなりました。

なお、工事内容、数量等の変更はございません。単価の見直しは行っております。



それで、ご質問がありました歩掛の適用日というのが、追加資料の②に書かせていただいておりますが、8月20日ということで、それが基準となっております。前は、それ以前になりますので、平成27年度の歩掛を採用しておりますし、その時点での単価を採用しております。それで、8月20日以降の今回の工事につきましては、平成28年度の歩掛なり諸経費を採用したということで、平成28年度になりまして、新たに工種区分というか、経費の計算をする区分なんです、その部分で新たに橋梁保全工事という項目が出来まして、結果的に補修とか修繕にかかる部分につきましては、やはり経費が掛かるということで、経費率が高いということで、結果的にその分の経費率を計算しますと、今回のような結果で予定価格が算出されたということで、1,000万円の差額が出たということでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○2番（東まさ子君） そしたら、8月20日ということですが、前は9月議会の最終日ということでしたが、それが不調に終わったということだったんですが、これはその時点では入札にかけた時期が8月20日以降の設計の状況だったので、最新の歩掛が適用された工事発注にならなかったのか聞いておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まずはじめに、起工日が積算の基準日ということで、それでその時点で適用されます単価、歩掛、諸経費等で計算しますので、前の工事につきましては7月29日に起工しておりますし、結果的に入札は9月になっていきますので、8月20日を過ぎていますが、実際に起工して指名委員会にかけさせていただいたのも8月18日でそれ以前に入札の手続きを取っておりますので、平成27年度の歩掛とか諸経費ということでしておりますし、今回につきましてはそれ以降の9月16日に起工いたしまして、入札につきましては10月21日で既に起工日が8月20日を過ぎておりますので、あらたな諸経費や単価の計上ということで積算をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） いわゆる設計の単価とか、橋梁保全工事の工種区分が新設されたということで、前回不調に終わった工事価格よりも1,090万円ですか増えたということなんです、まずその入札公告が2016年8月23日ということで、その設計の基準が変わった日が8月20日ということで、起工日を基準に積算したということなんです、公告した時点ではこれ既に基準が変わっていたということなんです。承知の上でこれは入札にか

けられたと思うんですが、12社で2社は辞退。10社が最低制限価格を下回るという考えられんような状態になったわけですが、既にこれは業者さんも分かっている、これで受けるよりも新しい基準単価で再入札したほうが得だということで全員失格になったということはないんですか。そういうことは考えられないんですか。ということは、この8月20日変わっているものを23日に入札公告、公告日が一番肝心なんですね。公告する日が。変わっているのにこれを古い基準で公告することは、これはどうなんですかね。こんなことやっていいんですか。業者さん丸きり1,000万円損するわけですね、これでもし落札されていけば。行政としては、1,000万円助かるという、予算が少なく、安価で契約できるということでもいい訳ですが、業者にとってはえらいことですね、1,000万円も違うとなりますと。こんなことやっていたんではまずいのではないかと。業者さんもこれ知っていたんではないかと思うんですけど、このことについては。その点、お答え願いたいのと。

工種別の今回の単価は出ておるんですが、議運でも前回のものと比較してどれがどれだけ増えたかということを示していただきたいということを提案しましたら、総務課長が当日に資料を出すということだったんですが、出てないんですね。直接工事費は、ほぼ変わっていないと思うんです。今デフレなんで建設資材なんて上がってないんで、逆に下がってるくらいかなと思うんです、最新の単価を使っても。結局は現場管理費と一般管理費が1,000万円増えたという説明だったんです、議運では。いくら増えたんですか。現場管理費と一般管理費が。そういうことをきちっと書いてもらわんとこんな資料出してもらっても何の意味もないですね。はっきり言うて。

それと、疑うわけではないんですが、この橋梁保全工事の工種区分が新設された日も8月20日なんですか。前は、河川の道路構造物の工事で、工種区分をやったと。今度は橋梁保全工事でやったということで、この日というのも8月20日なんですか。積算基準が年度途中で変わるということも私、信じられないし、信用できないんですけど。8月20日なんか橋梁保全工事の工種区分が新設された裏付けになる書類を提出してください。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まずはじめに、公告日との関係ですが、一般には起工日なり設計する際に、7月29日が起工日となっておりますので、そのときに最新のものを全て使うということで、単価は7月の単価。歩掛は昨年の平成27年度の歩掛が最新ということで、そのときの歩掛を採用するというで规则的にはなっておりますので、そのようにさせていただきます。結果的に公告日が23日となりましたが、20日以降に積算しない限りは、その単価とか歩掛を適用しないこととなりますので、それ以前に積算、8月23日

以降にもう一度積算しないと新たな歩掛とか単価は使用しないこととなりますので、その設計書が出来た時点で、実際すぐに公告もしておりますので、それは適正に事務はされていたというような認識でおりますし、8月20日となっておりますが、積算システムも実際は京都府の土木積算システムを使用させていただいてまして、積算につきまして8月20日改定という通知は来るんですが、実際にシステムのデータ移行は、8月20日丁度にはできるものではないので、実際に積算が出来る状態になるのは8月20日以降となりますので、23日には積算システムの更新はまだ行われていなかったということで、実際に積算も出来なかったということにはなります。

図書につきましては、事前に改定前に京都府で設計積算の説明会をされまして、それが8月2日に改定があったと説明をされまして、それを受けまして今後の積算ということで周知をされてそのあと各市町村なり京都府の職員が積算に入っていくということになっておりまして、改定日は8月20日に統一となっておりますので、それを事前に業者さんが改定を知っておられたかというのはわかりませんが、結果的に最低ということで業者さんは出来るということでぎりぎりの線で入札された結果、1,000円違いで下回ったということだという認識をしております。

それと、先ほど申されました前回工事との比較という件ですが、口頭で説明させていただきたいと思いますので、ご容赦をお願いします。

追加資料の①を合わせてご覧いただきたいと思いますが、先ほど補足説明でも申しましたとおり、本日提案の工事につきましては、平成28年8月20日の適用の歩掛経費を使用しました、単価につきましては、積算時の最新の単価を採用し、積算を行っております。

前回の工事との違いといたしましては、工事内容及び数量の変更はございません。

先ほど補足説明でも申しましたが、歩掛・諸経費・単価等の改定、その他につきましては、交通誘導員の積み上げが共通仮設費の対象となったのが大きな改正点です。

前回と予定価格（税抜き）で比較しますと、前回交通誘導員は⑭の積上げ分に入っておりまして、経費の対象外となっておりますが、今回は⑫の直接工事費に含まれて共通仮設費の対象となっております。

直接工事費⑫と共通仮設の⑮の合計額で比較しますと、25万5,397円増えております。その内単価改正で増額となりました金額は2万8,397円であり、交通誘導員が共通仮設費に含まれた分と経費率の変更に伴うものは25万5,397円から2万8,397円を差し引いた22万7,000円となっております。

次に、現場管理費につきましては、経費率の変更等によりまして、860万8,000円

の増額となっております。

一般管理費の経費率の変更はありませんが、経費の対象額が増えたために123万6,603円増額となっております。整理いたしますと直接工事費の単価改正の増額分2万8,397円。共通仮設費の経費率等変更に伴う増加分が、22万7,000円。現場管理費の経費率等変更に伴う増加分が、860万8,000円。一般管理費の増額分が、123万6,603円。合わせまして合計で1,010万円となり、消費税を加算しますと予定価格の税込みで1,090万8,000円の増となっております。

あと、新設された書類といたしましては、歩掛の中には新設されたものもありますし、京都府さんからの説明会の資料もありますし、適用日の通知の資料もありますので、その辺はまた後ほど整理をさせていただいて提出をさせていただきたいと思います。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 一通り説明してもらいましたが、8月20日の基準日、最新の設計積算の単価の変更、歩掛の変更ということで、起工日が7月29日だから前の旧単価を採用したということですが、今の説明では入札公告日がわかってたんと違うかということで、これが変更になった日を超えているけども、その積算システムの変更は直ちには出来ない。8月20日には。だから古い単価、歩掛を使ったという説明もあったんですが、これはどちらなんですか。これからはこんな単価が変わっておるのをわかっていながら入札公告をそのまましてしまうということ自体が業者さんにとってマイナスプラス、行政にとってもマイナスプラスどちらもあると思うんですよ。これだけ単価が下がれば業者さんは損になりますし、こちらは特になるし。上がればこちら行政が損をするという、どちらかが損得の勘定が出てきますんで、変更が決まっているのに公告をすること自体が時代的に合わない、旧式的な、旧来のやり方だと思います。これは変えないとだめなんではないかと思います。これは提案しておきますんで、今回はもう入札が終わってますけど、これは変えなんたらだめなんと違いますかね。今回は業者さんがプラスになる話なんでいいと思うんですけど、逆の場合もありますんで、マイナスになる場合もありますんで、その辺きちっとしたもんを入札にかけるということにしないとだめだと思いますんで、その辺のことは検討願いたいと思います。

それから、8月20日に改定された書類はあると。通知もあるということなんで、私も疑っておるわけではないんやけど、年度途中でこんなことあるんかいなと思ってね。毎年こんなことあるんですか、年度途中で。疑っているわけではないけど、ほんまに後で出すと言われても、これがほんまに課長の言っていることが真実なんかという証明を出してもらへんと議会で、議場でこんなええ加減なことを、今までからあるんですよ。工事については。今

まで議会無視、軽視、たびたびされてきていますんで、後から出すと言われても信頼できませんので。出来るものなら今出していただきたいということです。

○議長（野口久之君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時50分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き会議を続けます。

山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほどご質問がありました件につきまして今、お手元に資料を配布させていただきました。

まずはじめに、一番上にありますのが、指導検査課から改定時期ということで一番下に適用日が記載されておりますが、これは京都府向けに周知徹底される分を、システムを使われています市町村にも同じように送っていただくということで、公印のついたものではなくにメールで配信されておりますので、公印はございませんが、確かに番号も入っていますし、日付は8月15日付けということで、8月20日以降の積算に適用しなさいということで京都府から通知が来ているものが1枚目で、めくっていただきますと、今度は京都府の土木工事の設計積算システムを京丹波町では使用しております。そのシステムの改定の関係でメールを、キャルという株式会社というのが管理しております、その関係で改定をおこないますよというものが送られてきて、一番下に書いてありますように8月20日の適用で諸経費率改定ですということでいただいているものです。

その次のページでこれが8月2日の京都府さんが開催しまして関係の市町村もその会場に行かせていただいて説明を受けるわけなんです、土木工事設計積算及び技術管理に関する説明会資料ということで指導検査課が作られた資料です。このときには、改定時期は8月20日とは決まっていたんだと思うんですが、8月20日に改定を予定していますということで8月2日に説明をいただいた資料でございます。

一番最後ですが、そこで間接工事費の新設がありましたよということで主な改定があった分につきまして、他も含めまして説明をいただく中で新たに工種区分が変わりまして橋梁保全工事というのが新設されましたよという説明をその際に受けた資料でございます。

改定時期につきましては、毎年8月20日とは決まっていますが、8月の何日かということで毎年、前年度今年度との歩掛の改定時期は毎年8月に改定されております。

以上です。

（発言する者あり）

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 先ほどご質問がありました入札公告日と起工日との関係でございますが、今回の工事につきましては、実際には説明会でそういう項目が出たというお話は聞かせていただいていますし、歩掛の改定は8月20日頃になるということで聞かせていただいていたわけですが、諸経費率が極端に上がって高額になるというのは実際に積算してみても初めて分かったということで、前回発注の際には新年度の歩掛とか諸経費とかは実際使っておりませんので、それと比較してということはその時点では考えておりませんし、今年度その歩掛を適用する工事はないという認識でございましたので、そこまで1,000万円の差額が出ることはその時点では認識しておりませんでした。

あくまで、結果的に公告日も23日ということで、決裁を回します起工日の際に公告日がいつかというのもその時点ではまだわかっておりませんので、指名委員会等で検討された結果、そうなっていくしますので、その時点でもいつの指名委員会でかけられるかというのも分かっておりませんし、その時点はそういう認識はしておりませんでした。

今後につきましても、起工日を基準ということで積算は例年どおり進めたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 篠塚君。

○4番（篠塚信太郎君） 8月2日に説明会があったということは、担当課では分かっていたということなんで、それを分かっているのに、そのときに新設もされると、橋梁部分について、この資料にも橋梁保全工事の新設ということも担当者が聞いて帰っておるわけで、変更があることは分かっているながらその流れで公告してしまったということなんで、その辺は分かっていることはきちっと新しい、公告日がそれ以降になるということであれば、8月20日までに公告をするということであれば、それは理解できます。公告自体事務的な作業なんで、これは変えようと思えば変えられますし、わざわざ入札不調になってしまって、これがどういう経過か何の意図もないということは先ほど説明がありましたが、何か因果関係があるん違うかと思うんです。2回も公告して、その経費も莫大なもんですね、業者も行政としても。その辺きちっと整理したのものをすることによって経費も節減されますし、その辺のことは分かっているものは修正、新しい基準でやるということでやっていただきたいと。その辺のことを再度今後の対応についてお聞きをしておきます。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 議員おっしゃいましたように、今回はたまたまと申しますか丁度8月

を過ぎた2日に説明会があり、適用もその直後の20日であったということになりました。

一定、指名委員会は8月18日に終わっておりましたので、日数的には、その次の日でもいいんですけども、毎週次の、翌週の火曜日にするということで決めております。ただ、そういう日にちのずれがございますので、今後は特に単価、歩掛等の改正時期につきましては、特に注意して最新の情報によりまして積算をし、入札をしてもらいたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田 均君） 私もお尋ねしておきたいと思うんですけど、今追加資料の②の中の建設物価と積算資料の採用月というのは、前は7月で今回は9月ということになって備考の中で積算時の最新単価を採用となっておりますんですけども、こういうものは毎月単価というものは変わっていくのかどうかということと、これまでは、どのような採用をされておったのか。2ヶ月の間にどれ位単価が上がったのか、分かっておればお尋ねしておきたいというのが1点でございます。

それから、上升谷橋の場合には、重量制限をしておるということでございましたが、今回は橋梁の補修工事ですんで、その重量制限がなくなるのかどうかという問題があるんですけども、こういう工事をすることによって、重量制限というのは変更になるのかどうかお尋ねしておきたいというのが二つ目です。

もう1点は、工程表でそれぞれ工種や種別の関係でいろいろあるわけですが、要するに先ほど説明がありましたようにこの橋は、非常に升谷の方が利用されているわけですし、通学路にもなっておるといように聞いておるわけですが、通行止めという期間も当然あると思うんですけど、それは今の見込みとしては、どれ位の期間を通行止めは考えておられるのか。もちろん、業者との調整もあると思いますが、その間通学路ということになっておれば、対応というのはどのように考えておられるのか。相当、歩くとなりますと、遠回りをせんなんこととなりますし、教育委員会との関係もあろうかと思いますが、対応というのは考えておられるのか、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） まず一つ目の建設物価・積算資料の採用月というふうに書かせていただいておりますが、基本は京都府の独自で持っておられます単価が基本となりまして、その単価にないものは、建設物価と積算資料という図書が発行されておまして、基本的には平均ということでその金額の平均を採用するということになっております。それでないものにつきましては、また見積もりとかの格好になっていくんですけど、それは毎

月発行されておりますので、前回で言いますと7月29日に起工しておりますので7月単価ということで、その図書の資料を採用しておりますし、今回ですと9月16日なんで、9月の建設物価、積算資料の単価を採用しておりますところであります。

基本的には、2ヶ月間で大きな、時々鉄筋とかが急激に上がることはあるんですが、基本的にはほとんど変わっておりませんので、7月から9月の物価資料につきましては、変更はございません。

あと、京都府の単価で言いますと、単価の適用日と書かせていただいています7月1日から8月20日の間に変わっているものとしたしましては、人件費が一部変わっておりますのと、あと燃料関係とかいうものが京都府の単価が改定されていまして、その分を積算に生かしております。

次に、重量制限の関係ですが、今14トンの制限がかかっておりますが、実際には詳細な構造計算がされたものは昔のものですし、資料としてはなかったんですが、現在の荷重よりも軽くなるような格好で設計をさせていただいて、14トンの制限荷重が確保できるような格好で設計を考えておりますので、それが解除されるわけではなく、一応14トンの荷重制限はかかりますが、現在と同じような格好での施工を考えております。

あと、通行止めの関係なんですが、通学路で中学生が2名の方が通学されていると聞いておりますし、通行止めの期間は最低限、車両については通行止めということはあるんですが、出来るだけ歩行者の方には通行していただけるように考えておりますが、今後仮設の足場を組む関係とかありますし、その辺は施工業者とも施工計画等を見ながら検討していきたいと思っておりますし、また歩行者に渡っていただきたいですが、安全確保が出来ない場合は通行もできませんので、迂回していただくと。そういうものにつきましても地元や学校、教育委員会とも協議していきたいと思っておりますし、出来るだけ最小限で通行をしていただきたいと考えておりますが、現在の時点では工程表とか工法が具体的に決まっておりますので、今後バスも含めて協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 私も2、3お聞きしておきたいと思うんですが、まず1点目は、9月14日入札が不調になりましたけども、このことの問題点というのは、どういうように認識されているのか。具体的にお聞きしたいと思います。

二つ目は、今回の議案もそうですし、今までからそうなんですけども、添付される資料が本当に議会を重視して、議会で十分な審議をして欲しいというような姿勢で出されている



のかどうかというのを疑問に思います。といいますのは、今日の追加資料ですが、当然これが出るということは、10月の入札の分ですね。ということは前の分と比較して金額がどうなったかということですから、前の資料も一緒に添付するのなら分かりますけど、何でそんなことが出来ていないのか。

それから、入札結果の仕様ですけれども、もちろんホームページを見れば分かることでして、それほど重要なことではないんですが、過去はずっとこれは付いていたんですよ。今回だけ意識的に外されたのかどうか知りませんが、付いていないというようなことで、議会に対する姿勢をどう考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから三つ目ですけれども、今回この2回の入札をやって非常に問題点を皆感じておられると思います。特に、町民の方にしてみれば、具体的に言えば、職員の人が2度入札の準備をせないかん。また、業者の人も2度入札に来なあかん。そういうようなことで、そういう無駄があることが分かっててなんでこういうことをするのか。このことの問題というのは私は町条例の規則第90号、工事執行規則というのがあるんですけども、これを改正することが必要だと思うんですが、その辺のことについてお聞きします。

以上、3点お聞きします。

○議長（野口久之君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 添付資料につきましてですが、まずはじめに入札結果を当初付けていなかった理由につきましては、課内の調整ができておりませんで、いつもは入札結果だけは総務課にお世話になっていたらしいので、その辺が連絡が取れていなくて申し訳なかったんですが、追加の資料で添付させていただいて、土木のほうでは土木の資料だけというようなことで思っておりましたので、その辺は今後気をつけたいと思います。

あと、追加資料の関係なんですけど、実際には先ほどから言われていましたように比較とかそういうものが必要なかと思っておりますので、今後は精査をさせていただきたいと、気をつけて出来るだけ分かりやすい資料を添付させていただくように心がけていきたいと考えております。

また、議会に提出いたします資料につきましても、今後も出来るだけ分かりやすい資料を添付させていただくような格好で、土木建築課だけではなく、全体的に同じような資料を添付させていただく格好で検討させていただきたいと思っておりますので、ご容赦をよろしく願います。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 1回目の入札の問題点でございますけれども、先ほども少しありました

が、2社辞退ということで、その2社については、予定価格以内での入札が困難なため辞退ということで理由は書いてございました。それが、改正をそのとき既に2社は知っていたかしていなかったかは分かりませんが、理由はそういうことで記載をされておりました。

ただ、1回目の入札の問題と申しますと、仮設の足場工が大変皆さん、業者の方が苦労されたのではないかなと我々は分析しております、10社の方が最低制限価格を下回る失格となったのではないかなと感じております。

ただ、2回目につきましては、あまり業者間で差のない接戦であったのではないかなというふうに感じております。

それと、議会に対する姿勢でございますけども、軽視も何もしておりませんし、誠心誠意我々は資料提供しているつもりでございますし、執行規則の改正につきましても、問題がございましたら今後検討を加えてまいりたいと思います。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） しつこいようですが、問題って全然認識がないような気がしますよ。もしも、前の基準で入札をされるのなら、特記事項、説明書というんですかね、重要事項説明書があるわけです。そのところに付記として、この入札は何時何時の分でやります。新しいものでやらないということを付記しとけば、それで済むことだと思うんです。

それと、先ほどおっしゃったように、足場の金額が算出できずに2社が辞退、その金額では無理だと、予定価格では無理だと。ところが、入札したら今回は残った人全員が最低価格よりも下なんです。積算で苦労しているということは、積算したら安くできないから苦労しているのに、何故残った10社が全部最低価格を下回るのかということに問題を感じられないのかというのが一つ。

それから、この2回の入札とも片一方は1,000円安かったんです。後の方は1,000円高かったんです。こんなこと皆さんご承知だと思いますけど、入札にする金額が1,000円単位なんです。だから算出して例えば560円だった場合、切り捨てるのか切り上げるのかによって1,000円は変わるんです。だから、この1,000円というのは、本当は数字に意味がないんです。逆に言えば、最低制限価格を決めて、これをするのは、最低制限価格は決めないとあきません。安すぎたら商品の品質が悪くなりますから。せやけど最低価格を隠しておく必要は何もないんです。公表しておけばこういう二重の無駄はなかったと思うんです。9月14日のときに不調にされたのは、業者の人が非常にレベルが高くて、そういうことよくご存知だったんだと思います。これ不調にしようと思えば、予定価格より余計入札価格を書くか、最低価格より下に書くか、この二つしか方法がないんですよ。だか

ら、最低価格がもしもなっておれば、下を書きませんから、入札が不調になることはないわけです。先ほどからくどく申し上げているように、1,000円しか変わらないんですよ。1,000円ということは、例えば8,000分の1なんですよ。本当にごくわずかな話なんですよ。8,000万円の工事の中で1,000円上へいった下へいったは問題があるんですか。だから、そういう意味では最低制限価格を公表しておくことが僕は必要だと。考えることはないところおっしゃっていますが、これは規則を改正する必要があると思います。

それから、添付資料については、いつも同じ回答をいただいています。これからは十分気をつけて、十分な分かりやすい資料と。分かりやすい資料は要らんです。専門的な資料でも結構です。審議が出来る材料を与えてくださいということです。数字がどこで変わったか分からんような、片一方だけ出して、AとBを比較するのにAの資料だけ出して、Bの資料を出さへんて、分かりやすいとか分かりにくいとかそんな問題ではないんですよ。もっと誠意のある資料を出して欲しいということなんです。これからは気をつけますというのは、これを最後にしていただいて、今後は同じことを言わなくてもよいようにして欲しいと思います。その辺について考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 入札時に公表しております金抜き設計につきましては、単価の適用日でありますとか、歩掛の適用日、諸経費の適用日すべて何時何時ということは書いておりますので、特に特記事項の説明書には書く必要はないかと考えております。

それと、最低制限価格の関係ですけども、これまで入札の制度を随時改正してまいりまして、今おっしゃいました最低制限価格を公表すればということもございまして、公表すると予想されるのが、最低制限価格ばかりの金額で入札され、結局はくじ入札ばかりになって、当たりはずれみたいな形となる予想がされます。そういったことで、もう1回最低制限価格を非公表とされた自治体もあるかと思っておりますので、いろいろな問題が起こっておりますので、今現在としましては、最低制限価格は事後公表ということで進めてまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そしたらお聞きするんですけど、最低入札価格に限りなく近い算出を業者の方はしておられるんですね。そしたら、多分同じシステムを使って、同じ資料でやっておられるんです。その気になれば全員が同じ答えを出すことは可能だと思うんです。だから、公表してもしなくても意味はないし、ましてそればかりになってもいいんじゃないですか。くじで決めたらいいじゃないですか。現実、2回目は同額になってくじしてますや

ん。だからくじでしたら何であかんのですか。この金額でやれるという人があればそれでいいんじゃないですか。くじでしたさかい、くじに当たった人が最低価格で作られた製品が検査でまずかったらそれはそのように業者の方を評価して、今後の入札のときにそのことをちゃんとすればいいわけで、何か分かってる答えを公表するかしいひんかってなこと、意味のない話ですよ。今も申し上げたとおり、1,000円というのは500円の切捨てですから1,000円の差というのはほとんどない、ゼロに等しいということが分かってはるんですか。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 議員おっしゃいますように1,000円で落札したり失格であったりというのは結果となって出てくると思います。

ただ、先ほど申しましたように、事前公表しますと、全員がくじ狙いの応札ということが懸念をされます。やはり積算の能力を持った業者さんばかりだとは思いますが、中にはそうでない方もあるかも知れませんし、それは各業者さんのスキルアップにもつながると私たちは考えております。今回2回目の入札結果を見てみますと、12社の内10社は10万円以内で応札がされております。くじになったのは1,000円違いですし、2,000円差、3,000円差ということで10社の方はほとんど最低制限価格に近い応札がされているということも分かりますけども、残る2社については20万円の差であったり、600万円の差が現実として出ておりますので、そのあたりの積算の仕方の違いは必ず出てくるかと思っております。

ただ、開札後に開示請求があつていろいろと業者さんそれぞれ勉強もされておりますので、大体最低制限価格に近い金額が最近は出ておりますけども、今後につきましても、同じ要領で執行してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） 今の説明を聞いてて分からないのが、9月14日に一番低い価格で入札されたのは、名前を言っていないのか分かりませんが、T建設(有)さんで6,912万3,000円なんです。今回、入札で一番高額なのは、同じくT建設(有)さんで8,388万8,000円。参事がおっしゃるように業者の方が本当に積算ができていけるのなら、こんな結果にならないでしょ。

確かに、業者がちゃんと積算が出来たらよろしいです。それは業者間でいろいろ情報交換もされている、これもよかろうと。逆に言えば最低価格は公表してもいいし、積算技術があったらいい仕事ができることではないと思うんですよ。入札が上手になるかどうかという話

なんですよ。その数字も極端に言えば、コンピューターでやればほぼ皆同じ数字が出てくるわけですよ。今の考え方というのは、昔の工事の内容が何も分からんと入札に来てるという業者の方を対象にしたようなお話で、業者の方に対して今の参事の考え方というのは非常に失礼ですよ。積算を勉強してもらわなアカンて、勉強せんなんのは町職員ですよ。そう思いますけど、もう一度だけその点聞いておきます。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 業者さんに対して、勉強しなさいといったような意味で言ったのではございません。もちろん、我々も発注者側ですので、積算についてはもちろん勉強もして、予定価格を設計しているわけですので、我々も勉強もいたしますし、業者さんにつきましても、見積もり意欲と言いますか、積算能力もつけていただきたいと我々は願っております。

それと、何度も申し上げますけども、最低制限価格を事前公表して全社が多分その金額で応札する。結局は毎回くじになる。入札ですので、原則を申しますと価格競争でありますので、やはりくじになっては価格競争ということになりませんので、そこは少し問題があるかと思っておりますので、最低制限価格については、これまでどおり事後公表ということで執行してまいりたいと考えております。

○議長（野口久之君） 村山君。

○10番（村山良夫君） そしたら最低制限価格って、何のために決めているんですか。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 最低制限価格は、品質を確保するための最低この金額でないとこの工事の品質は確保できないという意味での金額で設定しているものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○5番（山田均君） 私も今のことに関わってお尋ねしておきたいんですが、府下で最低制限価格を事前に公表しておる自治体が当然あると思うんですけど、それはいくつの自治体かということと。

先ほどありましたように、見直しをした自治体もあるということでしたけども、これはどれくらいの自治体があるのかということです。

それから、今最低制限価格のことで品質、そういうものをしっかり確保するということができたけど、結局以前最低予定価格よりも6割とか7割とかいうときもありましたし、今8割台になっておるんですけど、それはどういう基準で品質確保というのは、考えておられるのか。京都府がずっと最低価格を7割6割にしたときに、京丹波もしたと。やはりそれ

ではあかんいうて8割近くになっておるんですね。設計単価できちっとやれば、それが品質を保証することだと。その予定価格の8割でも品質確保は出来るという考え方はどこにおいておられるんだと。価格競争で入札すると。業者がそれだけで出来るという考え方も知れんけど。どっか削らんと予定価格から最低価格の差はどこかで消化せんなんわけなんで、その辺の考え方というのはどこを品質が確保できる水準を考えておられるのか。6割でも出来たと、7割でも出来たと。それは業者がちゃんと責任を持つということでの入札かも知れませんが、その辺の考え方、もう一度伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山田参事。

○参事（山田洋之君） 府内で事前公表の自治体の数ですけども、私そのような資料を持ち合わせておりませんので分かりませんが、大概のところは最低制限価格の事前公表というのはほとんどないに近いと思いますし、事前公表から事後公表に見直したという自治体につきましては、確か、今はちょっとわかりませんが、京都市が過去には何回入札してもくじばかりだったという事態が起きたことから事後公表に見直したということが過去にはあったと憶えております。

それから、最低制限価格の根拠ですけども、これは国なり府の方から一定示されたこの率であれば最低の品質は確保、保証されるだろうと。いわば補正率でございますので、その本をただせば国のほうから示された率によって本町でもその率を適用して、最低制限価格を設定しているということでございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○13番（梅原好範君） 議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約につきまして、私は地域住民の長年にわたる切実な要望を携えながら早期の着工と完成を願い、賛成討論をいたします。

本橋梁の補修工事請負契約事務につきましては、前回の一般競争入札において、入札額が最低制限価格を下回り、不調に終わったことを受け、請負契約を定める関係法令に基づき、適正に実施されたものです。その中で、設計額が大きく変動した理由としては、提案理由説明資料の中で記されておりますように、工事予定価格の根拠としております国土交通省土木

工事標準積算基準書を基本とした京都府積算システム及び京都府単価の適用日の変動、または費用区分の改定により、予定価格に増額が生じたものであり、極めて公正に入札行為が進められてきた経過が見て取れるものです。企業の適正な競争原理の元で初回は不調に陥りながらも、その後において京都府の指導に従い、迅速な請負契約事務を完了した担当課の努力を評価いたします。

本町が推し進めております橋梁長寿命化修繕計画の更なる促進。そして、集落内の安心・安全な通行を切望されている皆様とともに、本議案に対しまして、賛成の意見を申し上げます。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

議案第66号 平成28年度 社会資本整備総合交付金事業 上升谷橋橋梁補修工事請負契約について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

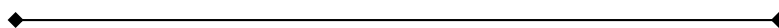
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（野口久之君） 以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成28年第3回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会いたします。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

午前10時34分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 梅原 好範

〃 署名議員 鈴木 利明